



【留意事項】

* 大阪府教育委員会「いじめ対応マニュアル」(平成24年12月参照)
「いじめ対応プログラム」(平成19年6月参照)

○いじめを訴えてきた生徒への対応

- ・子どもの心身の状態等に配慮し、子どもの立場に立って思いを十分に聞き取る。
- ・いつ、どこで、誰に、何をされたか、事実を整理しつつ丁寧に聞き取る。
- ・聞き取りをする場所も含め、話しやすい雰囲気づくりに配慮する。
- ・結論を誘導したりせず、本人の言葉が出るまでじっくり待ち、本人の要望を十分に聞く。
- ・担任一人で、いじめかどうか判断をしない。

○いじめたと訴えられた関係生徒への対応

- ・いじめたと決め付けて話を聞くことがないように気をつける。
- ・事実関係の正確な把握や、学校から関係者への説明を適切に行うために、記録をとる。
- ・それぞれの生徒から、個別に話を聞き、事実関係のつきあわせを行いながら全体像をつかむ。
- ・目撃した生徒がいた場合、その生徒からも状況を聞く。
- ・携帯電話等情報機器を使用したいじめの場合、その情報がどういう経路でどの程度広がっているのかを確認する。

○いじめの防止等の対策のための組織(仮称)

- ・事実関係から、いじめの事態について判断する。
- ・いじめの事実のあるなしに関わらず、訴えた生徒を支援する対応策を考える。
- ・できる限り具体的な支援策や対応策を立て、担任一人に任せることなく、全教職員で対応できるよう詳細な役割分担を行う。(誰が、いつ、どこで、何をするのか)
- ・保護者への説明方法、説明内容等も具体的に検討する。(複数対応、電話では済ませない)
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー・市教育委員会等とも連携や緊急・重篤な事案に対しては「警察等関係諸機関との連携」、「保護者・地域の状況説明」、「報道機関への情報提供」など相談・協議する。